

議案第96号

瀬戸内市複合施設条例の制定について

瀬戸内市複合施設条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市複合施設条例

(設置)

第1条 市の拠点施設として、市民の福祉増進、教育及び文化の発展に寄与するため、瀬戸内市複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ゆめトピア長船
- (2) 位置 瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

(複合施設の構成)

第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 瀬戸内市文化センター条例(令和●年瀬戸内市条例第●号)に定める瀬戸内市文化センター
- (2) 瀬戸内市公民館条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 77 号)に定める瀬戸内市長船町公民館
- (3) 瀬戸内市立図書館条例(平成 21 年瀬戸内市条例第 28 号)に定める瀬戸内市長船図書館

(管理)

第4条 複合施設の管理は、前条各号に掲げる条例に定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、複合施設に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(瀬戸内市保健福祉センター条例の廃止)

2 瀬戸内市保健福祉センター条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 99 号）は、廃止する。

(瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

3 瀬戸内市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 20 年瀬戸内市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表中「瀬戸内市保健福祉センター条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 99 号)」を削る。